

河北町建設工事低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、河北町低入札価格調査制度実施要綱（平成19年告示第87号。以下「要綱」という。）に基づく建設工事における、調査基準価格の算定及び数値的判断における失格基準を定めることを目的とする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、契約担当者が次により算出した額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9.5を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9.5を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.5を乗じて得た額

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.5の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乘じて得た額とする。

(数値的判断における失格基準)

第3条 調査基準価格を下回る入札を行った全ての者について、その者の提出した積算内訳書において計上されている次の各号に掲げる経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たない場合は失格とする。

(1) 直接工事費 75パーセント

(2) 共通仮設費相当額 75パーセント

(3) 現場管理費相当額 75パーセント

(4) 一般管理費 50パーセント

2 契約担当者は、工事の性質上特に必要があると認められるときは、前項第1号に定める率に代えて、65パーセントから75パーセントの範囲内の適

宜の率を用いることができる。

- 3 積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない入札者は、失格とする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。